2　合併関係市町村に係る第一条第一項第一号に掲げる額は、合併市町村に係る人口を次項に定める方法によりそれぞれ合併関係市町村に分別又はあん分し、当該分別又はあん分した数値を第四項に定める方法によって補正したものに第一条第一項第一号の表市町村の項の単価の欄に掲げる単価を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

3　合併市町村の人口の合併関係市町村への分別又はあん分は、普通交付税省令第四十九条第二項第一号の規定の例により行うものとする。

4　前項の規定によって合併関係市町村に分別又はあん分した人口の補正は、当該分別又はあん分した人口に、改正前の省令第三条第二項の規定の例により算定した率（平成十八年四月二日以後に行われた市町村の合併に係る合併関係市町村にあっては当該合併関係市町村ごとに改正前の省令第二条の規定により算定した率）に、一・〇〇一六六八二を乗じて得た率を乗じて行うものとする。

5　合併関係市町村に係る第一条第一項第三号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に当該合併関係市町村に係る合併市町村の財政力指数に別表第二のAに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一一五九を乗じて得た率を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇二一八四二を乗じて得た額とする。

6　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、当該合併関係市町村について普通交付税省令附則第十九条の十四第八項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額から普通交付税省令附則第十九条の十六第七項の規定によって算定した額を控除した額が当該合併関係市町村について普通交付税省令第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

7　前二項の場合において、九千七百二十億円と各市町村の財源不足額基礎算定額（合併市町村にあっては当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとに第五項の規定によって算定した額を合算した額（合併市町村のうち当該合併市町村の控除前財源不足額が当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとの控除前財源不足額の合算額を超えるものにあっては当該合併市町村に係る第一条第一項第三号に掲げる額）を、合併市町村以外の市町村にあっては当該市町村に係る同号に掲げる額をいう。以下この項において同じ。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を財源不足額基礎算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

第四条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、都及び特別区に係る控除前財源不足額については次の各号の場合に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した控除前財源不足額（以下この項において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した控除前財源不足額（以下この項において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

二　都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　特別区控除前財源不足額

三　都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

四　都控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

第五条中「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を削り、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第三条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

道府県の財政力指数に係る率等（第1条関係）

財政力指数区分	率等 A	率等 B
財政力指数が0.30未満のもの	0.8	0.190
同上0.30以上0.40未満のもの	1.2	0.070
同上0.40以上0.50未満のもの	2.0	−0.250
同上0.50以上0.60未満のもの	2.8	−0.650
同上0.60以上0.70未満のもの	3.6	−1.130
同上0.70以上0.80未満のもの	4.4	−1.690
同上0.80以上0.90未満のもの	6.2	−3.130
同上0.90以上1.00未満のもの	8.2	−4.930
同上1.00以上1.10未満のもの	10.2	−6.930
同上1.10以上のもの	12.2	−9.130

別表第二

市町村の財政力指数に係る率等（第1条関係）

財政力指数区分	率等 A	率等 B
財政力指数が0.10未満のもの	0.4	0.020
同上0.10以上0.20未満のもの	0.6	
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0	−0.080
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4	−0.200
同上0.40以上0.50未満のもの	1.8	−0.360
同上0.50以上0.60未満のもの	2.2	−0.560
同上0.60以上0.70未満のもの	2.6	−0.800
同上0.70以上0.80未満のもの	4.6	−2.200
同上0.80以上0.90未満のもの	6.6	−3.800 (0.200)
同上0.90以上1.00未満のもの	7.1	−4.250 (−7.800)
同上1.00以上1.10未満のもの	7.6	−4.750 (−16.800)
同上1.10以上のもの	8.1	−5.300 (−18.800)
指定都市にあっては、括弧内の率等とする。		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）